

板保生環き第 号							施行	令和	年	月	日
浄書	浄書照合	公印照合	押印	保存年限	3年	回付上、施行上の注意	決定	令和	年	月	日
				開始	年度		起案	令和	年	月	日
				廃棄	年度		收受	令和	年	月	日
部	保健所長	課	長	文書主任	担当係長	起案	板橋区保健所		起案者		
課							生活衛生課				
次のとおり届出があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので、確認し、案により確認書を交付する。							理容師法第11条の2 美容師法第12条の規定により				

年 月 日										
(宛先) 東京都板橋区保健所長										
開設者住所										
氏 名										
年 月 日生 電話										
(法人の場合は、事務所所在地、名称及び代表者氏名)										
理・美容所開設届										
下記のとおり開設しますので、理・美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。										
記										
1 施設 の 名 称										
2 施設 の 所 在 地 電話										
3 管理理・美容師氏名										
住 所										
4 構造及び設備の概要 別紙のとおり										
5 理・美容師の氏名・免許証番号及びその他の従事者の氏名 別紙のとおり										
6 理・美容師の伝染性疾病の有無 別紙のとおり										
7 開設予定年月日 年 月 日										
8 同一の場所で現に他業種(理容所又は美容所)が開設されている場合 当該理・美容所の名称										
9 同一の場所で他業種(理容所又は美容所)開設の届出がされている場合又は本書と同時に届出を行う場合 当該理・美容所の開設予定年月日 令和 年 月 日										
添付書類等										
1 理・美容師の場合は、それを証する書類及び当該理・美容師に係る伝染性皮肤病疾患、結核の有無に関する医師の診断書										
2 管理理・美容師の場合は、それを証する書類										
3 開設者が外国人の場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る)										
4 同一の場所で現に他業種施設(理容所又は美容所)が開設されている場合は、当該施設に従事している施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類										
5 同一の場所で他業種施設(理容所又は美容所)開設の届出が提出されている場合又は本書と同時に届出を行う場合は、施設開設の届出に記載の施術者が理容師であり、かつ美容師であることを証する書類										

注 開設者は太線の内側だけを記載してください。

保健所收受印	料金収納済印	業種別手数料印
--------	--------	---------

調査復命書

課長	担当係長	月/日	監視員氏名印	調査結果及び意見

注
ここは記載しないでください。

案

板保生環き第 号

令和 年 月 日付けで開設届のあった下記の
理容所 美容所 については、
理容師法第11条の2
美容師法第12条 の規定により確認する。

年 月 日

東京都板橋区保健所長

記

1 施設の名称

2 施設の所在地 東京都板橋区
